

[新]

名称		太子地区土地区画整理事業		
面積		約 2 0 . 8 h a		
公共施設の配置	道路	種 別	名 称	これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・129 御池通	
			3・4・161 西小路通	
			Ⅱ・Ⅲ・56 葛野中通	
		区画道路	7・3・115 三条通	
			7・6・116 下刑部町通	
	—			
	公園及び緑地	種 別	名 称	—
		—	—	
		—		
	その他の公共施設	種 別	名 称	これについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		下水道	京都市公共下水道	
		都市高速鉄道	1 京都市高速鉄道東西線	
		—		
—				
宅地の整備		—		

[旧]

名称	太子地区土地区画整理事業
面積	約 2 2 7 . 1 h a

[新]

名称		洛北第一地区土地区画整理事業			
面積		約 8 4 . 7 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては,別に都市計画 において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・176	上高野岩倉線	
			3・5・130	宝池通	
			3・5・135	大原通	
			I・Ⅲ・34	修学院幡枝線	
	—				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては,別に都市計画 において定めるとおりとする。
		広域公園	9・6・46	宝池公園	
		街区公園	162	幡枝公園	
			163	下在地公園	
			164	鷺公園	
			165	薩田公園	
		緑地	8	岩倉緑地	
	—				
	その他の 公共施設	種 別	名 称		これについては,別に都市計画に おいて定めるとおりとする。
		下水道	京都市公共下水道		
		都市高速 鉄道	京都市高速鉄道烏丸線		
駐車場		国際会館駅自転車駐車場			
—					
宅地の整備		—			

[旧]

名称	洛北第一地区土地区画整理事業
面積	約 9 4 . 5 2 h a

[新]

名称		洛北第二地区土地区画整理事業			
面積		約 5 3 . 3 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・176	上高野岩倉線	
			3・5・130	宝池通	
			Ⅱ・Ⅲ・114	幡枝葵森線	
			Ⅱ・Ⅲ・116	岩倉中通	
	地区の外郭を形成する都市計画街路と区画街路の相互間の連絡を容易にする幅員 10mの準幹線街路及び幅員 6 m～8 mの区画街路を計画的に配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3・3・265	西河原公園	
		街区公園	2・2・253	中下在地公園	
			2・2・262	西河原北公園	
近隣公園及び街区公園を地区面積の3％(約 1.5ha)確保し,総合的誘致距離を考慮して配置する。					
その他の公共施設	種 別	名 称		これについては,別に都市計画において定めるとおりとする。	
	下水道	京都市公共下水道			
	水路系統の整備を図るとともに,一級河川岩倉川及び長代川の河川改修計画に適合した配置をする。				
宅地の整備		本地区は,第一種住居専用地域及び風致(第三種地域)地区に指定されており,居住環境の保全と調和を図りつつ,合理的土地利用を確保する。 街区の規模は,100m×50mを標準に住区を形成する。			

[旧]

名称		洛北第二地区土地区画整理事業				
面積		約 1 2 0 . 0 h a				
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	Ⅱ・Ⅰ・4 (宝ヶ池通)	14～22m	約 1,820m	左京区岩倉下在地町 890 ～左京区岩倉三宅町 242
			Ⅱ・Ⅲ・1 1 3 (岩倉上賀茂線)	14～16m	約 1,695m	左京区上高野大湯手町 1 の 1 ～左京区岩倉幡枝町 842
			Ⅱ・Ⅲ・1 1 4 (幡枝葵森線)	14m	約 185m	左京区岩倉幡枝町 19 ～左京区岩倉幡枝町 55
			Ⅱ・Ⅲ・1 1 6 (岩倉中通)	14m	約 260m	左京区岩倉忠在地町 300 ～左京区岩倉忠在地町 265
		準幹線街路	地区の外郭を形成する都市計画街路と区画街路の相互間の連絡を容易にする幅員 10m の幹線街路を計画的に配置する。			
		区画街路	幅員 6m～8m の道路を対象とし、土地利用の増進を図る。			
	公園及び緑地		近隣公園及び、児童公園を地区面積の 3 % (約 3.6ha) を確保し、総合的誘致距離を考慮して配置する。			
	その他の公共施設		水路系統の整備を図るとともに、一級河川岩倉川及び長代川の河川改修計画に適合した配置をする。			
宅地の整備			本地区は、第一種住居専用地域並びに風致（第三種地域）地区に指定されており、居住環境の保全と調和を図りつつ、合理的土地利用を確保する。 街区の規模は、100m×50m を標準に住区を形成する。			

[新]

名称		洛北第三地区土地区画整理事業			
面積		約 3 2 . 6 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・5・109	幡枝中通	
			Ⅱ・Ⅲ・114	幡枝葵森線	
	幅員 6 m ～ 8 m の区画街路を計画的に配置する。				
	公園及び緑地	街区公園を地区面積の 3 % (約 1.0ha) 確保し, 総合的誘致距離を考慮して配置する。			
	その他の公共施設	種 別	名 称		これについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
下水道		京都市公共下水道			
水路系統の整備を図るとともに, 一級河川長代川の河川改修計画に適合した配置をする。					
宅地の整備		本地区は, 第一種住居専用地域及び風致 (第三種地域) 地区に指定されており, 居住環境の保全と調和を図りつつ, 合理的土地利用を確保する。 街区の規模は, 100m×50m を標準に住区を形成する。			

[旧]

名称		洛北第三地区土地区画整理事業				
面積		約 5 5 . 5 h a				
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	Ⅱ・Ⅲ・114 (幡枝葵森線)	14m	約 615m	左京区岩倉幡枝町 19 ～左京区静海市市原町 843
		準幹線街路	地区の外郭を形成する都市計画街路と区画街路の相互間の連絡を容易にする幅員 10m の幹線街路を計画的に配置する。			
		区画街路	幅員 6m～8m の道路を対象とし、土地利用の増進を図る。			
	公園及び緑地	児童公園を地区面積の 3 % (約 1.7ha) を確保し、総合的誘致距離を考慮して配置する。				
	その他の公共施設	水路系統の整備を図るとともに、一級河川長代川の河川改修計画に適合した配置をする。				
宅地の整備		本地区は、第一種住居専用地域ならびに風致（第三種地域）地区に指定されており、居住環境の保全と調和を図りつつ、合理的土地利用を確保する。 街区の規模は、100m×50m を標準に住区を形成する。				

[新]

名称		洛西第一地区土地区画整理事業			
面積		約 7 3 . 1 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・140	久世梅津北野線	
			3・5・116	山陰街道	
			Ⅱ・Ⅱ・20	桂高校北通	
			Ⅱ・Ⅱ・22	牛ヶ瀬勝竜寺線	
	地区内の土地利用計画に従い、巾員 6.0m～8.0m の区画街路を住宅地として適合するよう配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	225	牛ヶ瀬公園	
		街区公園	227	浅原公園	
			228	大般若公園	
229			芝ノ宮公園		
230			川原口公園		
その他の公共施設	種 別	名 称		これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
	下水道	京都府桂川右岸流域関連 京都市公共下水道			
		一部湛水地区を含む関係で、広域治水計画に合わせ、寺戸川支流を新設し、用水路の整備改善を図り、地区内排水の萬全を期する。			
宅地の整備		市街化区域にふさわしい土地の高度利用を勘案し、住宅地としての適正街区を形成するよう配慮しつつ急速な開発趨勢に対処できる健全な市街地の造成を図る。			

[旧]

名称		洛西第一地区土地区画整理事業					
面積		約 7 9 h a					
公共施設の配置	道路	種別	名称	位置	規模		
					巾員(m)	延長(m)	面積(m ²)
		都市計画街路	I 等Ⅲ類 4 9 号	右京区牛ヶ瀬山柿町 6 番地から 桂朝日町 56 番地まで	25. 0	1, 602	43, 177
			Ⅱ等Ⅲ類 2 0 号	右京区下津林芝ノ宮 2 番地の 1 から 右京区下津林大般若町 33 番地まで	15. 0	258	3, 926
			Ⅱ等Ⅱ類 2 1 号	右京区桂浅原町 100 番地の 1 から 〃 桂朝日町 45 番地の 1 まで	15. 0 ノ一部	419	4, 636
			Ⅱ等Ⅱ類 2 2 号	右京区牛ヶ瀬堂田 17 番地の 1 から右 京区下津林中島 27 番地の 1 部まで	11. 0	220	2, 450
		幹線街路	—				
	区画街路	地区内の土地利用計画に従い、巾員 6. 0m～8. 0m の区画街路を住宅地として 適合するよう配置する。					
	公園		地区内に於て近隣公園を 1 カ所（約 2 ha）、児童公園を約 1. 1ha を誘致距離 を勘案し、分散配置する。				
その他の 公共施設		一部湛水地区を含む関係で、広域治水計画に合せ、寺戸川支流を新設し、 用水路の整備改善を計り、地区内排水の萬全を期する。					
宅地の整備方針		市街化区域にふさわしい土地の高度利用を勘案し、住宅地としての適正街 区を形成するよう配慮しつつ急速な開発趨勢に対処できる健全な市街地の造 成を計る。					

[新]

名称		洛西第二地区土地区画整理事業			
面積		約 9 6 . 6 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3 ・ 3 ・ 1 4 0	久世梅津北野線	
			I ・ Ⅲ ・ 1 1	国道 9 号線	
			Ⅱ ・ Ⅲ ・ 1 1 8	府道太秦上桂線	
	南北方向路線の 3 ・ 3 ・ 1 4 0 号久世梅津北野線に対する東西方向路線として幅員 12m の区画幹線街路及び幅員 6m～8m の区画街路を計画的に配備する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3 ・ 3 ・ 2 6 1	上桂公園	
		街区公園	2 ・ 2 ・ 2 5 4	池尻公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 5	徳大寺公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 6	清水公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 7	上野北公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 8	上野東公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 9	北村公園	
2 ・ 2 ・ 2 6 0			東ノ口公園		
2 ・ 2 ・ 2 7 2			中溝公園		
その他の公共施設	種 別	名 称		これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
	下水道	京都府桂川右岸流域関連 京都市公共下水道			
	根幹用水路である洛西用水路を整備し、地区内用排水の整備改善を図る。				
宅地の整備		周辺の開発動向は顕著なものがあり、これに対処すべき健全な市街地の造成と土地利用の増進を図る。 街区配置は、住宅地としての土地利用計画を勘案し、適正街区となるように企図する。			

[目]

[illegible]

公共施設の配置	その他の公共施設	名称	位置	管径または幅員	延長	摘要
		一ノ井都市下水路	西京区松室中溝町から 西京区松室追上ゲ町まで	3.5m×2.9m～ 2.5m×2.5m	710.0m	
		桂都市下水路	西京区清水町から 西京区桂河田町まで	4.0m×2.5m	580.0m	
		桂ポンプ場	西京区清水町	敷地面積 3,590.0 m ²		282m ³ / 分
		幹線用水路である洛西用水路の整備をなし、排水は都市下水路計画に合せて整備改善を図る。				
宅地の整備方針		近時周辺の開発動向は著しいものがあり、これに対処すべき健全な市街地の造成と土地利用の増進を図る。街区配置は住宅地としての、土地利用計画を勘案し、適正街区となるよう企図する。				

[新]

名称		上烏羽南部地区土地区画整理事業			
面積		約 1 5 1 . 0 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		自動車専用道路	1 ・ 4 ・ 7	油小路線	
		幹線街路	3 ・ 3 ・ 1 3 2	向日町上烏羽線	
			3 ・ 4 ・ 7	京都八幡線	
			広域 4	油小路通	
			I ・ III ・ 3 0	大宮通	
			II ・ II ・ 8	塔ノ森吉祥院線	
	幅員 3m～8m の区画道路を計画的に配置整備し、土地利用の増進を図る。				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3 ・ 2 ・ 2 5 0	東向公園	
		街区公園	2 3 1	山ノ本公園	
			2 ・ 2 ・ 2 4 5	鍋ヶ淵公園	
			2 ・ 2 ・ 2 4 6	岩ノ本公園	
			2 ・ 2 ・ 2 4 7	清井公園	
			2 ・ 2 ・ 2 4 8	奈須野公園	
	緑地	2	鴨川緑地		
その他の公共施設	種 別	名 称		これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
	下水道	京都市公共下水道			
	都市高速鉄道	京都市高速鉄道烏丸線			
宅地の整備		土地利用計画としては、旧大阪街道沿いを住居地域に、その他を工業地域に予定しており、街区は住居地域で 50m～100m、工業地域で 100m～200m を標準とし、整地は原則として行わない。			

[旧]

名称		上烏羽南部地区土画整理事業					
面積		約 1 6 7 h a					
公共施設の配置	道路	種別	名称	位置	規模		
					巾員(m)	延長(m)	面積(㎡)
		都市計画街路	広域 4	伏見区竹田向代町川原 ～伏見区竹田流池町	50	400	18,777
			I・Ⅲ・ 3 0	南区上烏羽町田 ～伏見区竹田流池町	22	671	14,687
			I・Ⅲ・ 4 5	南区上烏羽塔ノ森上河原 ～南区上烏羽塔ノ森上川崎町	22	408	8,929
			I・Ⅲ・ 4 7	南区上烏羽町田 ～南区上烏羽馬廻	25	1,079	22,422
			I・Ⅲ・ 4 8	南区上烏羽塔ノ森上河原 ～南区上烏羽塔ノ森下河原	22	377	9,780
			Ⅱ・Ⅰ・ 1 0	南区上烏羽塔ノ森下河原地内	18	121	483
			Ⅱ・Ⅱ・ 8	南区吉祥院長田町 ～南区上烏羽塔ノ森東向町	16	1,576	22,255
			一般国道 1 号線	南区上烏羽花名 ～南区上烏羽麻ノ本	21	960	20,160
	幹線街路	本計画の地区内において、W＝16m、L＝480m等の幹線街路を配備し、都市計画街路のバイパス的役割、区画街路への乗入れ容易、地区外の現況道路との連絡等の勘案をも考慮し、完全に整備する。					
	区画街路	巾員3～8m道路を対象とし、地区内を計画的に配置整備し、土地利用の増進を図る。					
公園	地区内に於いて、近隣公園を2ヵ所(3.8ha)、その他児童公園を数ヵ所(約2.5ha)誘致距離を考え、適宜分散配置する。						
その他の公共施設	幹線水路を基盤とし、整理前と整理後の流出係数の増加、地区外との関連等を考え合わせ、各地区内に計画的に配置する。						
宅地の整備方針		土地利用計画としては、旧大阪街道沿いを住居地域に、その他を工業地域に予定しており、街区は住居地域で50m～100m、工業地域で100m～200mを標準とし、整地は原則として行わない。					

参考（区域の全廃止）

[旧]

名称	西京極地区土地区画整理事業
面積	約 9 7 . 2 h a

[旧]

名称	太秦地区土地区画整理事業
面積	約 1 0 0 . 2 h a

[旧]

名称	伏見地区土地区画整理事業
面積	約 8 5 . 2 h a

[旧]

名称	松ヶ崎地区土地区画整理事業
面積	約 1 0 1 . 5 h a

[旧]

名称	山科東部地区土地区画整理事業
面積	約 2 5 1 . 6 h a

[旧]

名称		洛西第三地区土地区画整理事業					
面積		約 1 0 h a					
公共施設の配置	道路	都市計画街路	名称	位置	規模		
					巾員(m)	延長(m)	面積(m ²)
		幹線街路					
	区画街路	巾員 6.0m～8.0m の区画街路を計画的に配置し、土地利用の増進を図る。					
	公園		開発区域を勘案して児童公園を 1 カ所配置する。 面積は約 3,500 m ² (3.5%) 確保する。				
その他の公共施設		幹線水路を整備改善する。					
宅地の整備方針			地区内に企業の運動場と京都市の学校用地が包含されているが、周辺の開発動向は急速なものがあり、これに対処できる健全な市街地を造成し、土地利用の増進を図る。				